## にいがた2km内で工事中の建築主のみなさまへ 白い工事用仮囲いを活用してみませんか?

# |にいがた2km| 屋外広告物の規制緩和のご案内



新潟市では都心エリア「にいがた2 k m」での都市機能の集積や、多くの方が集う賑わい創出に取り組 んでいます。建物の建て替え工事が今後増えていくことが予想されるなか、一方で安全管理のために設置 している白い工事用仮囲いは、歩行者の目線では殺風景に映ります。

令和4年1月から、にいがた2kmの周知を兼ねて、建物工事に伴い設置する仮囲いを対象に広告物の 掲出の規制を緩和する社会実験を行ってきましたが、多くの工事現場でご活用いただき、都心エリアの賑 わい創出に貢献できると判断できたため、制度として本格実施します。

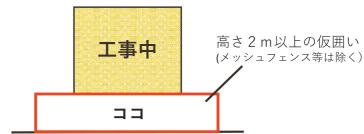
## 対象エリア

新潟駅周辺、万代、古町、万代島地区 ※ 以下の図の範囲を対象としていますが、 事前相談をお願いします



## 緩和の概要

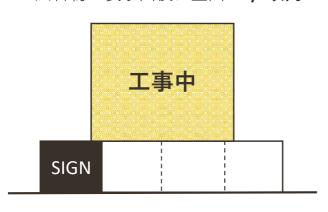
緩和開始	   令和5年4月1日から 
緩和対象	建設工事等に伴い設置されている <b>工事用仮囲い</b> への表示
緩和要件	<ul><li>・市が作成した<b>指定ロゴ</b>を設置</li><li>(設置のルールは裏面参照)</li><li>・広告の内容が<b>公序良俗に反しない</b></li><li>もの等</li></ul>



## 緩和の内容

#### 緩和前

・広告物の表示面積は壁面の1/4以内



### 緩和後

・表示面積の制限無し!



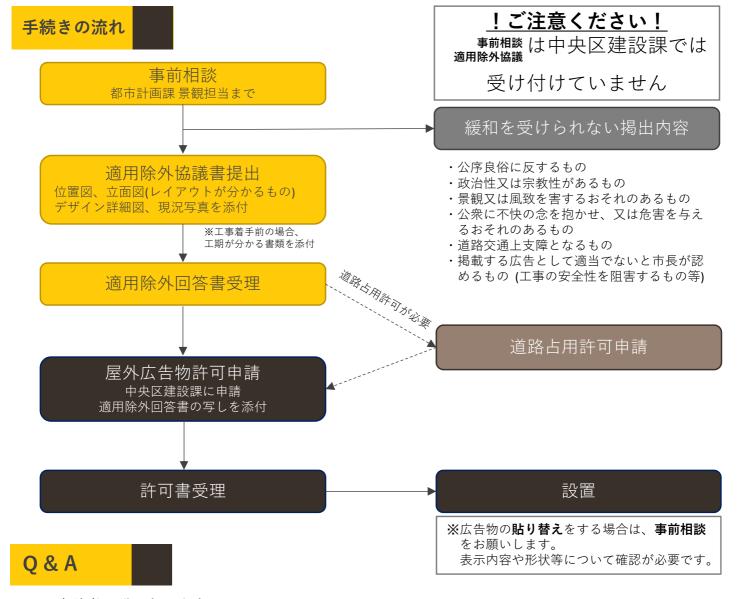
#### 注意

屋外広告物 許可申請(手 数料)が必要。

道路占用許可 が必要な場合 広告物に対し ても占用料が 必要となる場 合があります。



活用例:第三者に貸し出すことで新たな広告収入が見込めます



Q:申請者は誰になりますか?

A:広告物を掲出する方(建築主、工事施工者、広告業者等)になります。

Q:工事現場一か所につき、申請者数や広告物数の制限はありますか?

A: 一面につき一申請者です。一面当たりの広告物数の決まりはありませんが、申請者が責任を持ち、 調和のとれたレイアウトで広告物を掲出してください。また、複数面を一申請者で掲出する場合、 指定ロゴは最低一面に掲出してください。

Q:公道を一部占用して仮囲いを設置する予定ですが、道路管理者と広告の協議は別途必要ですか?

A: 道路管理者には道路占用許可と併せて説明をお願いします。

Q: 指定ロゴ設置のルールはありますか?また、指定ロゴ作製・設置費の補助はありますか?

A:以下の通りルールがあります。

また、指定ロゴ作製・設置費の補助はありません。申請者よりご対応いただきます。

#### 【指定ロゴの設置について】

- ① 指定ロゴは市が指定する右図のものから1つ以上 設置する
- ②データは市で提供。作製・設置費用は申請者の 負担とする
- ③他法令(道路占用等)協議は設置者が別途実施する

